

特定非営利活動法人医療を未来につなげる会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人医療を未来につなげる会という。

略称は「つなぐ医療」とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市近岡町294番地7に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域において中小診療所（クリニック）を組織として想定し、医療サービスのDX化、ネットワーク化、効率化の促進による承継の基盤づくりを進め、Phase-Free(状態を問わない)とタスクシフト・シェア(業務共同化)の考え方を踏まえ、医師のライフスタイルと働き方の見直しを含めた支援活動を進める。それらの活動を通して医療空洞化を防ぎ、未来につながる医療サービスの仕組みを構築することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 農山漁村又は中間地域の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 科学技術の振興を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 診療所の承継支援事業
- (2) 広報、啓発及び研修活動
- (3) 相談窓口事業
- (4) 医師の働き方改革のための医療サービス支援事業
- (5) 診療所の承継につながる研究及び出版事業

- (6) 防災・防疫の医療サービス支援事業
- (7) 医療サービスと健康科学との関りについての調査研究事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、総会正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 総会正会員 この法人の総会に参加し、議決権を行使する個人及び団体
- (2) 一般正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、法人の活動の支援及び法人に関する情報や医療知識の啓蒙を通じて法人を賛助することを目的とする個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 1 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 2 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

第4章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 3人以上10人以内

(2)監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、評議員会にて選出する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 副理事長は理事長が指名する。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 理事長は必要に応じて評議員会を招集する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において総会正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他必要な職員を置くことができる。

2 職員は理事長が任免する。

第 5 章 総 会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、総会正会員をもって構成する。

(機能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 入会金及び会費の額

(7) 事務局の組織及び運営

(8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 総会正会員総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、出席した総会正会員のうちから理事長が指名する。

(定足数)

第26条 総会は総会正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した総会正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各総会正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない総会正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法によって表決し、又は他の総会正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した総会正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第58条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する総会正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 総会正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、総会正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につ

いて書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名しなければならない。

第7章 評議員会

(構成)

第39条 評議員会は、評議員をもって構成する。

(権能)

第40条 評議員会は、次の事項を議決する。

(1) 理事及び監事の選任の事項

(2) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第41条 評議員会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 評議員総数の2分の1以上から評議員会の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。

(招集)

第42条 評議員会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第41条第2号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に評議員会を招集しなければならない。

3 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第43条 評議員会の議長は、評議員が互選しこれにあたる。

(定足数)

第44条 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第45条 評議員会における議決事項は、第42条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 評議員会の議事は、評議員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権等)

第46条 各評議員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した評議員は出席したものとみなす。

4 評議員会の議決について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第47条 評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 評議員総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名しなければならない。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第48条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第49条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が

別に定める。

(会計の原則)

第50条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行なうものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。
- (4) 収益及び費用は、予算に基づいて執行すること。

(事業計画及び予算)

第51条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第52条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第53条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

(予備の追加及び更正)

第54条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第55条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第56条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第57条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第58条 この法人が定款の変更しようとするときは、総会に出席した総会正会員の4分の

3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第59条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 総会正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときは、総会において選任する場合を除き、理事がその清算人となる。

(残余財産の帰属)

第60条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第61条 この法人が合併しようとするときは、総会において総会正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第 62 条 この法人の公告は、この法人の掲示場等に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、主たる事務所の公衆の見やすい場所および、電子広告に掲載して行う。

第 11 章 雑則

(細則)

第 63 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 カツタシヨウゴ 勝田省吾

理事 コガカツミ 古賀克己

理事 タニモトワタル 谷本 互

監事 ナカデタダヒロ 中出忠宏

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 56 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 51 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 一般正会員・総会正会員（個人） 入会金 0 円、年会費 10,000 円
 - (2) 賛助会員（団体、個人） 入会金 0 円、団体年会費 1 口 100,000 円（1 口以上）
入会金 0 円、個人年会費 1 口 50,000 円（1 口以上）

当法人の定款に相違ありません。

令和 5 年 3 月 1 日
特定非営利活動法人 医療を未来につなげる会
理事長 勝田省吾